

ニュース② 被災者生活再建支援金(基礎支援金・加算支援金)の申請期限の延長等のお知らせ 〈基礎支援金・加算支援金の申請期限が1年間延長されます〉

被災者生活再建支援金(基礎支援金・加算支援金)の申請期限が1年間延長されますのでお知らせします。併せて、被災者住宅再建支援事業費補助金についてもご紹介いたします。

制度の概要

【基礎支援金】

被害の程度と世帯構成に応じて支給される「基礎支援金」について、**申請期限が平成31年4月10日まで延長されます。**被害状況が半壊や大規模半壊で、住宅の解体を検討されている方は、被災者支援室までご相談ください。
(申請期限:平成30年4月10日 → **平成31年4月10日**)

住家の状況	複数世帯	単身世帯
全壊	100万円	75万円
解体	100万円	75万円
長期避難	100万円	75万円
大規模半壊	50万円	37.5万円

【加算支援金】

基礎支援金を受給した世帯が、住宅を再建(建設・購入、補修または賃貸)する場合に支給される「加算支援金」について、**申請期限が平成31年4月10日まで延長されます。**

再建方法	複数世帯	単身世帯
建設・購入	200万円	150万円
補修	100万円	75万円
賃貸(公営住宅以外)	50万円	37.5万円

住宅の建設・購入、補修または賃貸の契約後に申請ができます。
なお、**加算支援金を受領すると災害公営住宅には入居できませんのでご注意ください。**
(申請期限:平成30年4月10日 → **平成31年4月10日**)

※「建設・購入」と「補修」の併用は出来ません。
※賃貸住宅にいったん居住した後に、住宅を建設または購入する場合は、「賃貸」で受給済みの額を差し引いて支給します。

【被災者住宅再建支援事業費補助金】

陸前高田市内に住宅を建設または購入し、加算支援金を受給した世帯(※)が申請できます。
(申請期限:**平成31年3月31日**)

	複数世帯	単身世帯
岩手県内で被災	200万円	150万円
岩手県外で被災	100万円	75万円

※全壊または解体で基礎支援金、加算支援金(建設・購入)を受給された方に限ります。

申請のポイント

〈例1〉

Q:震災当時は、親世帯・子世帯が別々の世帯でしたが、震災後、陸前高田市内に一戸の住宅を建設し同居する場合、加算支援金及び住宅再建支援事業費補助金は両世帯ともに申請できますか?

A:申請できます。

震災時(H23.3.11)別世帯で被災(全壊) 再建先で同居



〈例1〉の場合に受給できる補助金額

・親世帯	
加算支援金	200万円
住宅再建支援事業費補助金	200万円
・子世帯	
加算支援金	200万円
住宅再建支援事業費補助金	200万円

〈例2〉

Q:震災当時は、親世帯・子世帯が同一の世帯でしたが、震災後に世帯を分離し、陸前高田市内に別々に住宅を建設する場合、加算支援金及び住宅再建支援事業費補助金は両世帯ともに申請できますか?

A:一方の世帯のみが申請できます。なお、基本的には震災時の世帯主が申請者となります。

震災時(H23.3.11)同一世帯で被災(全壊) 別々に住宅再建



〈例2〉の場合に受給できる補助金額

・一方の世帯のみ	
加算支援金	200万円
住宅再建支援事業費補助金	200万円

問い合わせ先 復興局被災者支援室(内線 436・437)

ニュース① 「市役所新庁舎整備」に関するパブリックコメントを実施します 〈広く市民の皆様からのご意見等をお待ちしています〉

市では、新庁舎の整備に向けて、現在、基本設計を進めております。

新庁舎の建設にあたりましては、これまで議会や市民の皆様からいただいたご意見等をもとに、「陸前高田市新庁舎整備方針(案)」の策定を行い、新庁舎建設の基本的な考え方や機能を示し、市ホームページに掲載しながら、市政懇談会において説明し、様々なご意見等をいただきましたが、今般、多くの市民の皆様が利用する1、2階を中心に配置のイメージ図等を作成しました。

つきましては、改めて、広く市民の皆様からのご意見等をお伺いするため、意見公募(パブリックコメント)を実施します。

「市役所新庁舎整備」に関するパブリックコメントの募集概要

- 募集期間**
平成30年1月24日(水)から2月2日(金)まで
- 提出方法**
様式は自由ですが、参考として「記入用紙」を封筒とあわせ、市役所1号棟1階案内窓口、市立図書館及び各地区コミュニティセンター(今泉地区は、市営住宅今泉団地集会所)に用意しておりますので、備付けの箱に投函願います。
なお、ファクシミリ、電子メールでも、ご意見等は受付けます。
ご意見等には「住所」「氏名(団体名)」「連絡先」を必ずご記入ください。
- ご意見等の提出先**
 - 郵送の場合 〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42番地5
陸前高田市役所総務部財政課
 - ファクシミリの場合 0192(54)3888
 - 電子メールの場合 zaisei@city.rikuzentakata.iwate.jp
- 提出されたご意見等の取扱いについて**
 - 提出されたご意見等の概要については、市ホームページ等により、プライバシーの保護に十分配慮したうえで、一定期間公表します。
なお、類似しているご意見等は、集約させていただきます。
 - 提出いただいたご意見等は返却いたしません。
また、個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

新庁舎イメージ図



施設概要

- 施設の延床面積
約5,600㎡(地上7階)
※旧館の沖庁舎と同程度
- 主要構造
(1)鉄筋コンクリート造
(2)免震構造
- 駐車台数
181台
(来客用123台、公用車用58台)
※来客用駐車場は、旧館の沖庁舎の駐車台数(50台)を上回る台数を確保。電気自動車充電設備を設置。
※職員駐車場は、近隣に別途確保。

→2ページに続きます

これまでいただいた主なご意見等

- ★ **高層の建物なので、非常時の避難対策に心がけてほしい。**
⇒ 新庁舎に非常用発電機を設置することにより、停電時でも、一定の時間エレベーターは稼働します。さらに、2階に避難用滑り台を設置し、来訪された市民の方々や、体の不自由な方々などが、容易に避難できるようにします。
- ★ **災害時でも行政機能の維持に努めてほしい。** ※
⇒ 現在の地盤をさらに5mほどかさ上げ盛土を行い、TP17mにし、新庁舎は、鉄筋コンクリート造、免震構造とすることにより、東日本大震災クラスの地震、津波でも、建物に損傷がないように整備を行います。
なお、非常用発電機や住基データなどを管理する電算室等を屋上に設置し、有事の際においても、行政機能が継続できるようにします。（※TP：東京湾平均海面）
- ★ **旧館の沖庁舎は駐車場が狭かった。駐車スペースを広く確保してほしい。**
⇒ 来客用駐車場については、旧館の沖庁舎の駐車台数50台を上回る123台を整備予定。
なお、職員駐車場は敷地外に配置します。
- ★ **市民が多く訪れる部署を低層階に配置してほしい。**
⇒ 窓口部門（市民課、税務課、保健課、地域福祉課、子ども子育て課、水道事業所等）を1、2階に配置します。
- ★ **木質化を図ってほしい。**
⇒ 構造は鉄筋コンクリート造としますが、内装はできるだけ木質化を図ります。
- ★ **将来負担が少なくなるように整備してほしい。**
⇒ 新庁舎整備に要する事業費については、約50億円を予定していますが、そのうち国からの財源として、震災復興特別交付税など約48億円を活用し、市の負担の軽減に努めます。
- ★ **女性用トイレに子ども用の小便器を、また、男性用トイレにもおむつ替えのスペースを設置してほしい。**
⇒ 誰にもやさしい、利用しやすい庁舎を目指しており、多目的トイレとあわせ整備をします。
- ★ **用事がなくても行ってみたいくなる庁舎にしてほしい。**
⇒ 1階に市民交流スペース、キッズコーナー等を設け、高層階には、展望ロビー等を配置し、誰もが気軽に訪れ、利用できる施設の整備を行います。
- ★ **環境に配慮した整備に努めてほしい。**
⇒ 太陽光発電、自然の光や風等の自然エネルギーを活用した施設の整備に努めます。

配置計画図

【イメージ図】
人にやさしい駐車場



障がい者、高齢者等が、優先的に利用できる庇付の駐車場。

凡例

- 新庁舎
- 庇(ひさし)
- 車庫・倉庫
- 来客用駐車場・駐輪場
- 公用車駐車場・駐輪場
- 歩道



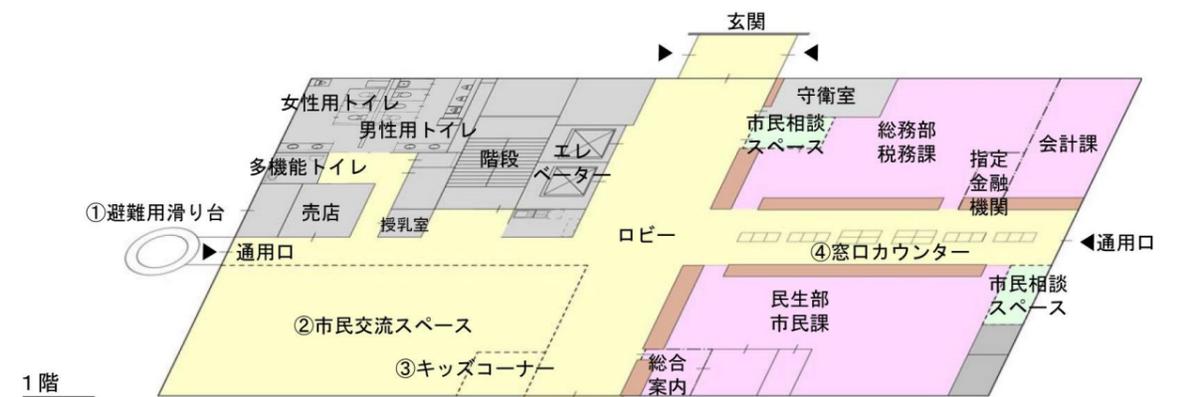
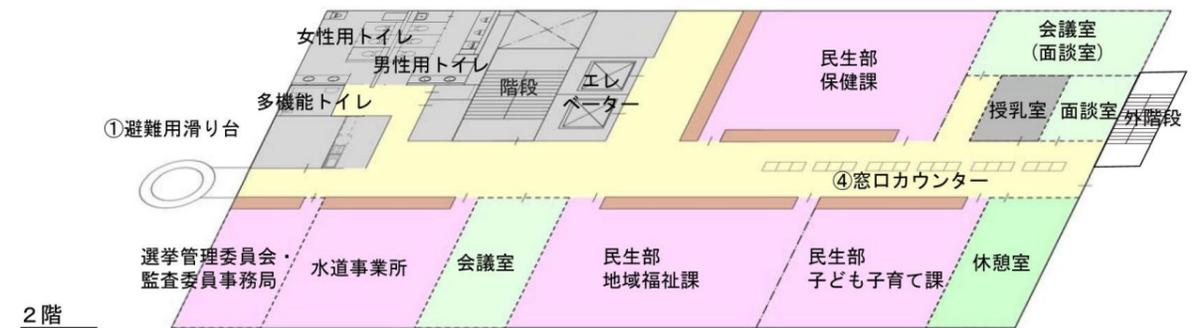
各階配置図

屋上	設備機械、電算室
7階	備蓄倉庫、会議室、展望ロビー、傍聴席 議場
6階	正副議長室、議会事務局、議会図書室、会議室
5階	教育長室、教育委員会事務局、復興局、会議室
4階	企画部、農林水産部、建設部、農業委員会事務局、会議室
3階	市長室、副市長室、企画部、総務部、会議室、応接室

【イメージ図】
展望ロビー



市街地を眺望できます。



現在の部局等を記載しております。

【イメージ図】

①避難用滑り台



②市民交流スペース



③キッズコーナー



④窓口カウンター



問い合わせ先 総務部財政課管財係（内線 163・164）